

◆ 類型【I】 実施機関が、受注者に個人情報を引き渡して処理させるもの

◇ 契約に当たっては、次のような個人情報の保護について規定し、契約書に添付するものとする。

個人情報の保護について

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第1条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2条 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約に係わる業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 受注者は、業務を処理するための個人情報の取扱いを自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(目的以外の使用禁止)

第4条 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5条 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(管理方法の指定)

第6条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(資料等の返還義務)

第7条 受注者は、業務を処理するため、発注者から提供を受け、又は受注者自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務終了後は直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示した方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第8条 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従うものとする。